

「アクション・プラン」推進委員会(第3回)議事録

日 時：平成 23 年 10 月 7 日（金）18:05～19:05

場 所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：川端達夫委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、北川正恭委員（早稲田大学大学院教授）、後藤齋委員（内閣府副大臣）、福田昭夫委員（総務大臣政務官）

（関係府省）

園田康博内閣府大臣政務官、森田高総務大臣政務官、谷博之法務大臣政務官、津田弥太郎厚生労働大臣政務官、佐藤一雄農林水産省大臣官房総括審議官、北神圭朗経済産業大臣政務官、松原仁国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

（関係地方）

井戸敏三兵庫県知事、橋下徹大阪府知事、広瀬勝貞大分県知事、仲井眞弘多沖縄県知事

（川端委員長）今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。ただいまから、「アクション・プラン」推進委員会の第3回会合を開催いたします。私、先般の野田内閣発足に伴いまして内閣府特命担当大臣地域主権推進の担当を授かりました川端達夫でございます。知事さんはじめ、関係者の皆さまにはこれからよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

前回に引き続き、この委員会では閣議決定に基づいた地域主権推進の施策について、それぞれのお立場から、率直な意見交換をさせていただいて、どうしても前に進めて成果を得るためにやっていくのが私の使命でございます。忌憚のない意見交換をさせていただいて実りある前進が得られるようにお願ひ申し上げたいと思ひます。

このたび、新たなメンバーとして後藤内閣府副大臣、福田総務大臣政務官がメンバーとして加わりました。一言それぞれから御挨拶いただき、それ以降の議事の進行は福田政務官にお願ひいたしますが、会議を早速始めたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。それでは、後藤内閣府副大臣お願ひいたします。

（後藤委員）大変お忙しいところありがとうございます。ただいま川端大臣からお話がありましたように、関係者の皆さま方と一緒に、川端大臣とともに地域主権の確立のために努力をしたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

（福田委員）総務大臣政務官福田でございます。逢坂政務官の後を継いで、川端チームで後藤副大臣とともに、力を合わせて頑張っていきたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

（福田委員）それでは御指名により議事進行を務めます。どうぞよろしくお願ひします。では、議事に移ります。本日の議題は、「広域的实施体制について」と「各チームの状況報告」です。はじめに、「広域的实施体制について」です。本日は、関係府省の

政務の皆様と関係の知事の皆様に御出席いただいています。出席者のお名前はお手元の名簿のとおりでございますので、どうぞ御覧いただきたいと思ひます。特に関係知事として、関西広域連合から井戸兵庫知事と橋下大阪府知事、九州地方知事会から広瀬大分県知事、沖縄県から仲井眞知事には遠路御出席いただいておりますので御紹介いたします。以上のメンバーで意見交換を行いたいと思ひますのでよろしく御願ひいたします。それではまず地域主権戦略室渡会次長から資料の説明をさせていただきます。

(渡会次長) 渡会でございます。お手元の資料2-1というものを御覧いただきたいと思ひます。資料のタイトルが「広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題」内閣府地域主権戦略室と書いてある紙でございます。冒頭、点線の四角囲みがござひます。「アクション・プラン」を引いておりますが、「広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備する。」と、このようになっております。今後、諸課題について検討を行う上で、これから議論しなければならない検討課題を以下に列記しております。かいつまんで御説明申し上げますので、目で追っていただきたいと思ひます。一つ目の執行機関の在り方、二つ目の議会、三つ目の監査・透明性、この辺りは従来、国が執行していた事務・権限を代わって地方が執行する際にどのような組織であるべきかと、このような論点でございます。一番下の組織の安定性、継続性、次のページの区域のところでございます。現行の広域連合制度は区域が任意になっております。その任意性と行政執行の安定性をいかに調和させるかという問題でございます。一つ飛ばしまして、緊急時のオペレーション、これは前回この委員会でも議論がございましたが、その後、台風12号の災害等がございました。そういう際に、国の出先機関や広域連合が実際にどういふふう活動をしたか。そういう状況も踏まえながら議論をするのが必要ではないかと思ひております。一つ飛ばしまして、事務区分、国の関与、並行権限行使、このあたりは、平時の国と地方の役割分担の議論もござひますし、震災を始めとする緊急時にいかに国と地方が役割を分担するか、そういうことも射程に入れて議論をする必要があろうかと思ひます。次のページにもいくつかの論点を掲げておりますけれども、紹介は以上とさせていただきます。今後これらの課題につきまして議論を深めて頂きたいと思ひます。以上でございます。

(福田委員) 説明は以上です。それでは次に、意見交換に移ります。まず、前回の「アクション・プラン」推進委員会において大規模災害時の緊急時のオペレーションについて議論が交わされたこともあり、3月の東日本大震災と、先月の台風12号による被害の対応に経験をお持ちの国土交通省と関西広域連合から、お話をいただきたいと思ひます。まずは、国土交通省の松原副大臣からお願いいたします。

(松原副大臣) ただいま御紹介を頂きました松原仁でございます。この「アクション・プラン」に沿ひまして、出先機関の原則廃止に向けてということは、これが今の日本の国家の大きなテーマであり、また、内閣が一丸となって取り組むテーマでありますから、ぜひとも実現をしてまいりたいということをもまず冒頭申し上げた上で、国土交

通省の立場からいくつかのことを申し上げます。

ブロック単位での国の出先機関の移譲については、7月1日に開催された第2回「アクション・プラン」推進委員会に当時の小泉政務官が出席して発言をいたしました。一つは、国民の生命、財産を守る上で、今回の大震災で国土交通省の本省と地方整備局が果たした役割などについて、被災自治体の意見も十分聴き、震災対応をしっかりと検証し議論を進めるべきこと。一つ、震災前に決めたスケジュールで拙速に進めるべきではないこと。一つ、脱退や解散が可能なことなど、広域連合の様々な課題を検討すべきこと。これが、小泉政務官が、そのときに皆様の前で陳述をした内容であります。

「アクション・プラン」では、広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上、新たな広域行政制度を整備するようになっており、先ほど地域主権戦略室から広域連合制度を活用するとした場合についての様々な検討課題の説明がありました。事務・権限移譲の受け皿となる新たな広域行政制度がしっかりと構築されるよう、関係者間で議論を進め、検討を進め、課題をクリアしていくことが必要であると考えます。

例えば、大規模災害時、緊急時のオペレーションについては、国民の生命・財産を守る上で、大規模災害時における国の役割が重要な課題だという認識がなされました。国土交通省は、東日本大震災に当たって、救援ルートを選定、道路や航路の啓開、復旧等の優先順位を迅速に意思決定し、すみやかに被災地に至るルートを確保したほか、浸水地域の排水や通信手段の確保などの役割を發揮してまいりました。

また、台風12号の災害に当たっても、道路等のすみやかな復旧、河川の河道閉塞等に対しても、専門技術的対応など役割を果たしてきたところであります。

国土交通省としては、こうした国家的規模の災害に対し、国民の生命・財産を守る責任主体として、全国組織を挙げて総力を挙げて展開しています。全国の地方整備局等で人員や資機材を集中的に被災地に投入すること、これにより対応を効果的に展開し、大臣の統一的指揮命令系統の下、迅速に意思決定をしてまいりました。全国の過去の大災害の経験を結集し、高度な技術力とノウハウの蓄積を対応に發揮することがこれからも大事だと我々は思っております。

本省が出先機関を通じ、平常時から現地の状況を把握することも、こうした上で重要なことであったかと思っております。

そうした中で、私は今回この会議に臨むにあたって、従来我が国土交通省の大臣でありました前原現政調会長が、2010年5月25日に、このいわゆる出先機関の改革についてこういった提言をいたしております。御披露いたしたいと思っております。

この提言の中で、基礎的自治体、こういったものについて、府県というものはなくし、穏やかな道州制というもので、広域連合にしていくとの目的であったはずである。府県が残ったまま、政令市、あるいは中核市をもって、そして出先機関の廃止や権限、財源の移譲だけが議論されるということはおかしいのではないかと、ということをおっしゃって、というふうに前の前原国土交通大臣の認識がなされております。

また、今日御出席の橋下大阪府知事も、7月13日の読売新聞で、広域連合が昨年12月の発足以降非常にうまく機能しているが、リーダーと財布を一つにする関西と比べるとやはり弱い、各府県の利害が対立するテーマでは、政治的決定が何もできず身動きができなくなるだろうというような発言をされています。

今回、被災地の知事の方々などとお話をさせて頂く中において、既にテーマになった様々な課題は大きな課題であって、一方においては地方整備局をもっと充実してくれ、という声が多数寄せられていたのも事実でありまして、私は冒頭申し上げたとおり、これはやるべきであるという立場に立っておりますが、やったときの、まさに責任主体、道州制に将来なる上での過渡期としてこれをとらえるのか、それとも道州制というものは全く別にこの問題をとらえるのかというのは、大きな議論をする上で重要な課題となってくるだろう。逆に、仮に道州制的なものに踏み込むとするのであれば、今ある様々な課題というものは、これは乗り越えられるだろうというふうに思っております。逆にそこを乗り越えられないと、なかなか議論として難しい議論となってくるだろうと思っております。そこはさらなる議論の深化を進めていく必要があると思っております。

なお、こういった議論のときに、もちろん各都道府県の方々、知事の皆さんの御意見もありますが、同時に市町村レベルの意見というものも、我々は非常に虚心坦懐に耳を傾けるべきではないかと思っております。いくつかそういったこともそれぞれのお立場でホームページ等書かれておりますが、幅広くそういった意見も聞いた上で、いったい何が日本の地域の活性化に最も役立つのかと、そして何が国民の生命・財産を守るといって最も意味があるのかと、こういうことを真剣に議論していく必要があると思っております。以上です。

(福田委員) はい、ありがとうございました。次に関西広域連合の井戸知事と橋下知事からお願いをいたします。

(井戸知事) 私どもの基本的な考え方を私から御説明し、後程、橋下知事から詳細の説明をしていただくということにしたいと思っております。まず、大規模災害時の緊急時のオペレーションをどうするか。これは、オペレーションの仕組みを構築すれば良いのであって、その事務を関西広域連合が引き受けたら、オペレーションが効かなくなるということではないということをもっと最初に申し上げておきたいと思っております。現に関西広域連合にだけ国の出先機関が廃止された形で移譲されたといいたしましても、他の地域は整備局が残るわけですから、その整備局と連携が出来なくなるような、そんな単に関西広域連合だけで独立したような仕掛けを前提にする必要は全く無いということをもっと申し上げておく必要があるのではないかと思います。

それから第2に、松原副大臣から道州制を目指すならいざ知らず、この中途半端な広域連合ではどうなのかなというようなことを言われましたが、私は道州制の問題と、この緊急時のオペレーションの問題とは全然別の問題であろうと思っております。なぜかと言いますと、道州制というのは何も地方の仕組みの議論だけではなくて、国の持っている事務と地方が果たすべき役割とをどのように再編成していこうかというところ

に道州制の一番の出発があるわけでありまして、そういう意味からすると、これはもっと抜本的な検討をしなくてはならない課題であろうと思います。つまり、国の仕掛けそのものを見直していかなければならないという、そういう大問題でありますから、今回、我々が国の出先機関を丸ごと移管すべきとっております次元とはいささか異なるのではないかと、こういうふうに思います。それから併せまして、例えば、執行機関の在り方で、関西広域連合ですと連合長が基本的に責任を負うわけでありまして、それは知事と兼任しているから責任を負えないのではないかというような見地から、どうもガバナンスが弱いのではないかということが言われるわけですが、今回の12号や15号台風や、あるいは東日本の支援の対応を考えてみますと、2日後に関西広域連合の委員会を開いて、そして私が防災を担当しておりましたから、それこそ一任をいただいて、それで私の判断で全体の動きという対応をさせていただきました。そして、非常に意思統一もスムーズにできたと、機能もできたと思います。現に、紀伊半島の水害対策につきましても、34人の土木関係職員を和歌山と奈良に派遣させていただきましたが、その調整も関西広域連合はスムーズにやらせていただきました。九州の知事会の応援をいただいたわけでありまして、したがって、私は最初から理想的な形ができない限り、出先機関の廃止はできないんだとしてしまうと、これ永遠の課題に踏み込んでしまうことになってしまう。そうではなく、ある程度の目途が立つのならば、思いきって大臣、副大臣も基本的にはやるべきだとおっしゃっている、そのような意味でどう乗り越えて行ったらいいのかという見地で御検討を進めさせていただいたらいかがだろうかということを強調させていただきたいと存じます。

(福田委員) 橋下知事いかがでしょうか。

(橋下知事) ありがとうございます。松原副大臣からいろいろ問題提起をいただきました。僕は道州制論者ですので、道州制になるべきだと思っています。ただ予算の配分とかそういうところで利害の対立があるので、そういうときには道州制にならないと厳しいのではないのかと思っていますが、ただ、緊急時の場合には、連合長に一任という形もとれますし、利害の対立ということは基本的には生じません。あとは予算の配分のところのガバナンスの問題はもちろん考えていかなければなりません。意思決定のあり方は多数決で決めるのかどうなのか、これは今、多数決という方針をとっていませんけれども、それは乗り越えられます。あと、僕が2年間地域主権戦略会議のメンバーに入らせていただいて、いろいろ議論させてもらいましたが、出先機関の原則廃止というふうに言われたのは民主党ですから。政権交代のときの総選挙のマニフェストに掲げられて、全国知事会の評価もさせていただきました。いろいろ各知事や各首長も評価させていただきました。民主党がやはり地方分権、国の形を変えるのではないかというようなことを感じましたので、僕も民主党の地方分権に関しては、これはもう絶対民主党だというような思いがありました。ですから元々言われたのは民主党なのです。ですから緊急時のオペレーションとかそういうことで問題があるのなら、民主党の皆さんはこのときにどのようにお考えになっていたのかお聞きしたい

のです。このような問題を何も考えられずに、出先機関の廃止、廃止ということを書かれていたのかどうなのかというところで、今になって、いろいろな問題点を挙げられるのであれば、原則廃止ということ撤回されてもう一度、1から議論するということを言っていたきたいのです。松原副大臣が、原則これを進めて行かないといけないとおっしゃられて非常に心強いですがけれども、今回資料2-1で出てきた話は、実は前回の「アクション・プラン」でほぼこういうことを検討していきましょうということが出てきた課題で、僕はてっきり解決済みだと思っていたのです。関西広域連合の事務レベルでも全部積み上げて出せと言われれば全部どうするかってことは出せます。ですからこれは民主党が掲げられてたことですから、本来であれば民主党が決定しているということで、疑問点を関西広域連合にぶつけられる前に、もしそこが問題であるのであれば、関西広域連合の仕組みを全部それこそ法案で変えていただいたらいいと思うのです。脱退の問題、それからいろいろな執行の問題、意思決定の問題。この問題があるのなら法律で変えられるではないですか。何故関西広域連合の問題点を列挙されるのか、そしたら原則廃止ということについて、一体どういう考え方で民主党がどう考えられていたのか、そこが本当に僕はものすごい疑問です。

(福田委員) 井戸知事、橋下知事ありがとうございました。災害時対応以外のことも含めて何かありましたら、広瀬知事、また仲井眞知事からも御発言をお願いいたします。

(広瀬知事) はい、たくさんあります。私、資料をちょっとまとめてきたので、ちょっと御覧いただきたいと思うのですが、私ども九州地方知事会では、九州7県併せて出先機関を丸ごといただくという提案を出させていただいております。

この資料、四角の中にも書いてございますけれども、橋下知事が申し上げましたように、国の出先機関の原則廃止というのは、政府が決定して地方も「これはいいじゃないか」ということで、信頼して具体的な検討を進めてきたという経緯があるということだけは、ぜひ申し上げておきたいと思えます。去年の地域主権改革というものを1丁目1番地に民主党は掲げて、そして去年の6月に地域主権戦略大綱というのを閣議決定をしておられるわけです。その中で、国の出先機関の原則廃止ということを書き記しておられるわけです。それまで道州制の議論は、いろいろありましたけれども、この時には道州制の議論は一切なくて、出先機関の廃止ということを書かれたので、これは違ったやり方でやるんだなということを我々も確認しながら、実はこれを期待していたところでございます。

今、道州制のお話が出て、誠に私も一つ立派な考え方だと思いますけれども、これまでの政府の考え方とは、政府与党の考え方とは、違うのじゃないかなと思っているところであります。

そういう閣議決定を受けまして、九州地方知事会では、去年の10月でございませうけれども、ブロック単位の出先機関の事務・権限に人員、財源、丸ごと移譲を受けましょうということ、せつかく廃止ということを書いておられるので、その受皿として、それも丸ごといただきましょうということを決意をいたしまして、九州広域行政機構というのを提案をしたわけでございます。

それを受けて、昨年の12月でございますけれども、今度はこの「アクション・プラン」の出先機関の原則廃止に向けてという閣議決定をされまして、そこでは出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するために、広域的实施体制の枠組み作り、所要の法整備を行う、先程、検討課題の冒頭おっしゃったようなことが出て、その中でも、出先機関を出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを享受するというので、丸ごと移譲というのを言っておられたわけでございます。

まさに、国が、民主党が言われて、そしてそれを受けて我々が広域行政機構というのを提案し、今度はそれを受けてまた丸ごと移譲しようという閣議決定があったというような経緯があるということをして是非、思い起こしていただきたいと思っております。

そういうことでかみ合って議論が進んできて、九州広域行政機構という考え方を出させていただいたわけです。

恐縮でございますけれども、いろいろ課題が出ておりますので、それに答えるという意味でも、2枚目をちょっと御覧いただきたいと思っております。九州地方知事会では、この九州地域の活性化と住民福祉の向上ということを第一に、是非こういう形での分権型社会を確立するというのが大事だということで、出先機関の事務・権限と人員、財源を丸ごと受け取るという提案をしたものでございます。

これによって、地域の自主性が反映されたような行政ができるではないか、非常に迅速・効率的に行政ができるだろう、そしてまた総合性を保ちながら行政ができるだろうということで、この廃止を受けて、我々丸ごとこれを受け取るということによって、地域のための非常に効果のある体制ができるのではないかと考えたところでございます。

先程、松原副大臣から災害時等々について心配だというお話ありましたけれども、そこをまさに心配をいたしまして、この考え方というのは九州地方整備局を丸ごといただきますよということを行っているわけでございます。これは国の権限だとか、これは地方の権限だとか言って分けていると時間もかかるし、また組織も分断されるということになる。そうするとせっかくの今ある九州地方整備局というものが、有機的な組織体としての機能が失われる。だから丸ごといただきましょうということ。そうしますと、今まで国と地方出先機関という関係が、国と九州広域行政機構という関係になるわけございまして、そのときに今度何か緊急時災害があったと、さあ国が出番だという時には、国がこれまで地方整備局に色々指示していたようなものを今度は九州広域行政機構に指示をすると、指示命令をすることもできるようなことも考えた方が良い。それが国と出先機関の地方との関係としてまた新たに考えなければいけないことです。今も既に色々なことがありますよね。出先機関に対して色々指示を申す、あるいは都道府県に対して命令するということもできると思っております。そういう形で国と地方の関係をこの国と広域行政機構の関係で作りに上げていけばいいと考えております。私どもも今度の大災害の時に国土交通省は大変に御活躍をいただいたということについては大変ありがたいと思っておりますし、敬意を表しますけれども、そういうことはこの広域行政機構が丸ごと今度は受け取るということによって、

緊急時にできるという体制ができるわけでございます。そのところは是非誤解のないようお願いしたいと考えているところでございます。そんな考え方で九州広域行政機構法という法案の骨子もこの「アクション・プラン」推進委員会に出させていただいているという経緯があります。重ねて申し上げますけれども、国との関係につきましては、我々は弾力的に考えて、やっぱり国のため、あるいは地域の住民のために、そのところは弾力的に考えていかなければいけないと思うし、それぞれの役所との話し合いの中でどこがどういう形でそれを担保していけばいいかという仕組みを作っておけばいいことではないかなと思っています。もう一度申し上げますけれども、国と出先機関の関係、国と広域行政機構の関係ということになるだけで、これまでの組織や、やる仕事というのはそのまま残るということになります。従って、何故地方に持っていくといいかと言うと、やっぱり地域の行政ニーズをしっかりと反映した形で行政ができるということになるじゃないか。地域のニーズを反映した形でやるから、迅速に仕事ができることになるじゃないか。国と地域の関係も、九州広域行政機構でやることになるから、非常に効率がよくなると思うというようなことがあるから是非これをやってみたらどうかと考えているところです。国との関係においては弾力的に考えて、本当に国のため、あるいは地域の住民のためにも、あるときには国が直接指示をやらなきゃいかん、それも担保しましょうというのが国との関係でございます。こういう経緯でせっかくここまで来たのでございますから、是非ともこの場で政治のリーダーシップを発揮していただいて、予定、スケジュールまでちゃんと明示されているわけでございますから、一日も早くそのスケジュールに乗っ取って、しっかりと準備を進めていっていただければと思っている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(福田委員) ありがとうございます。では、仲井眞知事。

(仲井眞知事) 今、広瀬知事が言われましたようなことで、沖縄県も実は道州制的な議論があったときには我々も単独州でいこうというような決めをして、九州には実は入っておりませんが、近隣県でやっていこうということにはしております。ちょっと読み上げさせていただきますが、沖縄県は日本に復帰してから約10年ごとに5度目になります平成24年度以降の沖縄振興において、地域主権改革の趣旨を踏まえて、政府に対し振興計画の策定主体を国ではなくて、これまで国だったんですが、沖縄県にさせていただきたいということと、振興予算を一括交付金化、今振興予算がだんだん減ってまいりまして、約半分の2,300億円くらいなのですが、一括計上と言われている仕組みになっていますが、やっぱり民主党がマニフェストに書かれた一括交付金、使い勝手の良い一括交付金としてさせていただきたいということで、我々がこの「アクション・プラン」に沿って、沖縄総合事務局の事務・権限の包括的な移譲を求めているところでございます。沖縄総合事務局は沖縄振興に係る国の責務を一元的かつ効率的に担っていました。そして、総合出先機関でもあります。ということから、移譲にあたってはですね、機能としての一体性を確保することが重要であると認識しております。野田内閣におかれては地域主権推進と沖縄振興の双方の担当を兼ねておられる川

端大臣のリーダーシップに実は強く期待いたしております。沖縄県といたしましては、九州各県と歩調を合わせ、出先機関単位で全ての事務・権限を移譲するという「アクション・プラン」の基本方針を関係各位において再確認のうえ、改革を着実に進めることを強く希望いたします。さらに民主党が掲げられました一括交付金という仕組みは、是非制度設計やりながらですがお願いしておりますので、それも併せて、よろしく前へ進めていただきますようお願いいたします。

(福田委員) ありがとうございます。貴重な御意見をいただきましたが、早速皆さんからも御意見いただきたいと思えます。

(松原副大臣) 発言を控えるようにいたしますが、私が冒頭申し上げたように、出先機関を国から地方へというのは当然やることだという前提の中に立って、資料2-1において、内閣府地域主権戦略室が出された様々な検討課題というのが書かれておまして、この検討課題を克服することが本当に地域の人達のためになるということで申し上げていることをまず御理解いただきたい。これは課題として挙げられているだけあって、一つ一つ議論していけばそれぞれものすごい時間をかけた議論になってしまう。もちろん従来の経緯もあるのは承知しておりますが、いざやる段階になればこのことはそれなりの解決をしなければならないというのが第一点であります。その中において先ほど申し上げましたように、広瀬知事から有機的な地域の連携というお話があって、非常に重要な御発言だと思って拝聴いたしておりましたが、有機的であるということが全てのことで大事であるし、実は私も今回、被災県の知事にですね、ヒアリングを若干しましたら、やっぱりちょっとニュアンスの違う御発言がありました。今ここでこれだけのたくさんの方がおられる所でそのことをあえて議論しようとは思いませんが、率直に様々な議論が知事のレベルでもあった。同じように市町村のレベルでもあるということですから、一つこれは御提言申し上げたいのは、やはりそうした市町村の声をどこかで聞く機会も必要であろうと。もちろんタイムテーブルというのはあるのですから、それを実現するため頻度をもっと上げて行く必要があるかもしれませぬ。ただ、私は、同時に、橋下知事が新聞で道州制ということをおっしゃったというのは、本音の部分では道州制が理想であるということを本人は御認識であると理解していますが、その意味でいくと、前原前大臣がおっしゃった発言、問題意識が同じであるのとらえておまして、彼が初代の民主党政権の国土交通大臣だったわけですが、彼がこれまでの様々な…。

(福田委員) 他の方々の意見もございますので、短めにお願ひします。

(松原副大臣) そういうことでございますので、私としてはそれを行うためにどうすればいいのか。道州制を今申し上げましたが、道州制によってどのようなデメリットがあるのかということも含めて色々な議論を展開していくべきだろうと思っております。もちろん時系列についての議論も分かります。これ以上喋るなということですので、私はもう申し上げませぬ。

(上田委員) 道州制の議論というのは、まだ民主党でも正式に決まったわけではありませぬので、ここであまり持ち出されなくてもいいと思えますが、問題は国の出先機関

原則廃止に基づいて今まで作業を進めてきて、7月1日に開催された「アクション・プラン」推進委員会では、出先機関の移譲についての特例制度の骨子ということで、この中で特例を設けて広域自治体を作って進めていこうと具体的に整理して議論を進めてきているのです。ところが地域主権推進室という事務局は推進室なのに後退室になっちゃって、やたら課題を列記してきて、7月1日に議論してきたことがまるっきり意味がないものになっており、7月1日以前に戻ってしまったという、とんでもない進め方になっていることにそもそも不快感を持っています。7月1日時点で、地方自治体の発意による出先機関の移譲を行う特例制度を設けるのが目的そのものだというので、制度を利用できる主体については、九州提案の九州広域行政機構については関西広域連合と同じ扱いをしていく。あるいは北海道や沖縄県は単独で主体となり得る。そして、国の出先機関は8府省13機関の事務・権限を移譲の対象にしているということで、特例制度の特例措置について色々と列記しているわけです。この議論をしている中で、たまたま災害があったので、災害の時のオペレーションをどうするのかというところで止まっただけなのです。ここの議論は災害時のオペレーションをどうするのかという議論だけ進めて、それ以外は、ここに列記されている課題はもう終わった話なのだから。具体的にどうすれば推進できるかを議論するためにこの「アクション・プラン」推進委員会、まさしく、アクションを起こすための推進委員会なのに、課題を列記してああでもない、こうでもないとばかり言っていたら、いつまで経っても進まない。第一、制度というものは御承知のとおり、明治維新政府だって完璧な形で制度がスタートした訳ではないし、やりながら良い制度を作ってきたし、戦後改革もそうだと思います。さきほど橋下知事が言ったように、嫌ならもうやめたと言えれば良いので、冗談じゃないと。知事会がどれだけ時間を費やして、仕分けをして。しかも、我々も段階的にやろうと、九州のようにまとまりの良いところはそっくりそのままという話だし、関西広域連合は3省庁を中心にと絞って実験的にやってみましょうと。こういうことを、具体的に提案しているのに、それに対して、なんら応えようとしなければならぬ意味がなくなると、そう申し上げたいと思います。

(橋下知事) 出先機関が頑張っていたいただいているのも分かりますし、民主党政権が自公政権の時には話にもならなかったことが進んでいることには感謝しているのですが、政権が変わって、政務官が変わられてまた同じ話になっている。この話はこの2年間やりつくしたのです。今何が問題になっているかと言えば、緊急時のオペレーションであって、もしそこが問題であれば、僕らは出先機関のガバナンスをやったとしても国からの命令を受けます。分権だ分権だというふうに、平時の時は、予算をこうして欲しい、ああして欲しい等と色々言いますが、緊急状態の時は、僕は指示を全部受けます。命令を受けます。だから平時の時と緊急時の問題、緊急時の問題は色々オペレーション問題が残っていますけれど、これはやっぱり国の命令を聞けということなら、100%言われたとおりに動きます。問題は平時で、国の統治機構の問題ですよ。出先機関の長に、いわゆる公務員が全部悪いとは思いませんが、そこに選挙で選ばれた長を置いていただけるのか。国会議員が入ってくれるのならそれでも良いが、国会議員

も北海道選出の人が近畿に来られてもかなわないのです。だから、選挙で選ばれた長を置く、そういう統治機構にするのか、それとも公務員の長を置くのか、統治機構の問題なのです。選挙で選ばれた長を置くという国の仕組みにするのなら、これは待ったなしで進めていかなければいけないわけですし、緊急時のオペレーションが心配だということなら命令も聞きますし、技術力を蓄積しなければいけないということであればその分の命令は聞きます。その話と、普通に、いわゆる公務員の長が置かれるのと選挙で選ばれた長を置くのとどっちが良いのかということを考えていただきたいのです。今、大臣直轄でやっていると言われるが、大変申し訳ないが、大臣が全部出先のことを分かって、大阪の幹線道路の維持管理費の状況まで見れませんで。大臣は国全体の基幹の道路だったり、空港だったり、港のことに集中していただいて日本のことを強くしていただく。細かな地方のことは、選挙で選ばれた我々地方の自治体の長がやりますので。そういう国の形にするということがずっと積み重なってきてここまで来たのに、いざここになって、またこの話かとショックなのです。

(松原副大臣) 私は資料の2-1が議題でしたから、それに沿っての発言をしている。

(福田委員) その他にご意見のある方。

(高山政務官) 今度環境省の政務官になりました高山智司と申します。今までいろんな議論を積み重ねてというのは十分理解しておりますし、私も民主党で地方分権をどんどんやるべきと主張してきたのでそこは全く異論ありません。別の観点で申し上げたいと思うのですが、今回の福島第一原発の事故があり、原子力行政の在り方ということで色々と議論になりました。その結果、規制をする側と推進する側とが同じ役所にいるのはよくないという議論がありました。それで、仮の名前ですけれども原子力安全庁を、保安院も全部経産省の中にあるのがおかしいのではないかということで、どこに持っていくという議論をした時に環境省に今度来ることになっております。ちょっと唐突なのかなと私も思いましたが、実際は今まで環境省がやってきたことというのは、公害と闘ってくる、あるいは地域の自然公園を保護するために開発側に耳に痛いことも言い続けるということで、例えば、松原副大臣の地元の小笠原が世界遺産に登録されましたけれども、実は、前の前の知事の中には、開発をしようとして空港をつくらうとして、でも環境省からの禁止で、それがまた自然保護につながった。あるいは、九州で言えば、屋久島なんかもそうです。これも実は鹿児島県は、道路をつくってということを考えていたけれども、それを環境省からの意見もあって止めた。それが世界自然遺産につながっている。私が何を言いたいのかと言うと、今度原子力安全庁も来ます。そういう時にある意味地域の自治体にとっては耳の痛いことを言う。地域が空港をつくらうとか、開発しようとか、あるいは原子力の推進県から、これはちょっと甘く見てほしいということには言わないでしょうけれども、こういう推進したいという立場と規制の立場と言うのは、これは別の主体が、私は管理することがより適切だと思っております。特に、今回安全庁に関しては新しく出てきた話ですし、そこは丸ごとと言った時にも御理解いただきたいと思っております。もちろん、それは環境省の意見というだけではなくて、経済産業省の時も、きちんと知事とお話しをし

た上で、最後は全部決めてますけれども、やはりちょっと規制ということは、単に地域の意見だけではなくて、国全体から耳の痛いことを言わせていただきたいということで、そこは是非考慮に入れていただきたいと思います。

(広瀬知事) 丸ごとと申し上げておりましたけれども、原子力保安院のお話がありましたけれどもこれはその後のお話しでありますし、また別の観点からの話であると思えますから、我々が環境事務所は丸ごといたしますという話とはちょっと違うかなと思っております。そこは、別の問題として議論していくものと思っております。それから、環境省の仕事でもアセスメント等々、やっぱり環境の問題をよく規制と言うのは、なかなか開発と一緒にならないかもしれないという御心配でございますけれども、環境の問題は地域にとっても大変大事な課題で、環境を守っているという考えでは環境省にひけをとるものではないと自負をしております。したがって、そのところは御心配ないと思っておりますけれども、規制と国民全体の立場から見なくてはいかんということもあるかもしれない。それはそれで今でも国の方で、環境事務所で見ているわけですから、その分は本省の方に残るだろうと思っておりますけれども、要は国と広域行政機構の関係と言うのは、やはり弾力的に指示命令しなくてはいけないところは、きちんとできるようにしておくことが大事だと思っております。先ほど、災害等の緊急時には良いという話が橋下知事さんからもありましたけれども、緊急時だけではなくて、どうしてもこれは国が情報を持っていないと、緊急時にうまく動けないと。したがって、これは平常時でもある程度情報共有したいということもあるかもしれない。それはそれで私は結構ではないかと思っております。そこは、これからよく考えていけばよい。基本的に丸ごと移譲かどうかということが非常に大事ではないかと思っております。

(松原副大臣) 今回、資料2-1のペーパーが出てきたわけですが、ここには緊急時以外のことも若干書かれているような気がするのですが、確かに上田知事がおっしゃるのは、積み上げをしてきた従来のメンバーからすれば当然だろうし、橋下さんがおっしゃるのも当然でしょう。しかし、今日参加した側としてそのペーパーが出てきて、このペーパーが何故にこういう形で出て、こういう議論になったのかという、そこはやはりおっしゃっていただかないと、私はその問題意識を見た時に、これは問題意識として当たり前だと、私がここで発言するのは政治家ということもあるけど、住民として当然であって、そのことがペーパーで事実出てきて、それを説明してこのあらあらということになったので、そこは逆にどういう経緯でこのペーパーでこの議論になったのか御説明いただきたいと思っております。

(福田委員) 北川先生の方からお願いしたいと思っております。

(北川委員) この経過はですね。議論を詰めて行った時に、きちっともう一回話をして中間取りまとめを本当はここでしたいということだった。そこで緊急の事態が起こったものですから、3・11も含め、その対応をどうするかという議論になった時に、その事については議論をしましょうと。こういうことです。その時に、内閣が変わったことも正直あると思うのですが、その瞬間にいろんな御意見がばあっと出てきて、

それで事務方でどうにもならないような状況になったわけですよ。ぶっちゃけて言いますと。したがって、ここで堂々と一度、平場で議論を徹底的にしようということで、本当を言うと「アクション・プラン」は、今年一杯、12月ぐらいまでに閣議で枠組みを決めて、そして24年の法案、26年の実施というような流れの中で起こってきた議論ですから、その点は御了解をいただいたうえで、ここで思い切って平場で議論をいただいてという面も御了解いただきたいと私は思っているところですので、その辺りは是非御理解をいただかないと前に進まないということです。

(福田委員) みなさん非常に議論が白熱してきておりますので、若干時間を延長させていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

(了承)

(福田委員) それでは、追加で井戸知事どうぞ。

(井戸知事) 経過は経過として、この検討課題についての一つの考え方を整理しとく必要があるのではないかとという意味で提言されているとすると、それはそれで整理しとく必要があるのです。今後進めて行こうとした時に、ここで言われているような課題について、どういうふうに処理をしていくのか基本的な考え方をまとめておこう。本来は今日が基本的な考え方をまとめて、まとめた結果で次に進もうということになっていたはずなのに、またもや課題だけが出てきたので我々は心外だということを申し上げているのです。ですから十分これは空にする議論もありまして、はっきり言いまして、全部乗り越えられない話ではないのですよ。解決策はいくらでも出せる話なのです。高山政務官がおっしゃったような課題も移譲の運用の考え方みたいなことを国の方で明確にしておいていただいたら十分その枠内に沿って我々だって判断できるわけです。ですから、なにも自分でやらないと物事が全部進まないという話ではないし、そういうような意味でこれがどうだこうだと経過をやっているよりは、この課題について取りまとめて、方向付けをして、次に行くのだというまとめを是非川端大臣にさせていただきたい。

(福田委員) それではそろそろ川端大臣から一言お願いしてよろしいですか。井戸知事からありがたい示唆をいただきました。

(川端委員長) いろいろと本当にありがとうございます。私が就任してまだ一ヶ月でありますけど、御指摘のように経過で言えば閣議決定をして不退転に進めると、スケジュールまで決めたというものであります。いろいろ事務方からも聞きました。そういう中で私が申し上げたことがいくつかあるのですが、一つは、みなさんもそうですが我々も地域の人々にとってより身近で、きめ細かい行政サービスが受けられることが向上するためにやっているということであって、どこがだれの縄張りというのは全く関係がないというのを一つ申し上げました。そして事務折衝を含めては、いろいろ限界が一杯出てきていると、先ほど資料で言われたようなことが列挙されているが、これは問題があることは事実です。そのことを議論する時に高度な進んだ行政機構をこの国はどう持つかという目的のために、みんながどう知恵を出せるかという時に課題があるのは事実であって、懸念されるようなガバナンスの問題とか、あるいは災害が

起こった時の緊急対応とかいう指摘が出ていることは事実だから、井戸知事も言われたように、これをどうクリアしたら実現できるのかという具体的提案をして議論してほしい。そして、やれない理由は聞きたくない。同時にやりたくないと思われるような誤解を受けるような言動は慎んでほしい、ということ为先々週くらいから、政務レベルで調整をしましょうということでスタートいたしました。そして、先々週から今日まで、私は近畿と九州から御指摘の3つの役所がメインで一番初めに出てきましたので、3大臣とは個別にお話をいたしました。そして、これは政府の基本方針として、当然ながら大臣はそのとおりしっかりやろうという共通の認識でございました。そして、それを受けて大臣から政務レベルを含めて、そして役所の事務方も含めて、しっかりとその趣旨を踏まえて、前向きに進めるために課題はどうクリアできるのか、そのための提言は、例えば法律の歯止めとか仕組みの担保とかいうこと、それは彼らは彼らで一生懸命やってきてですね、誇りと責任を持ってやってきた仕事で、万が一にも無責任なことになってはいけないという懸念があるということは非常に良いことでもある。しかし、より身近にという皆さんの思いの中でこういう閣議決定をしたわけですから、そして我々の旗印であるから、そういう方向に進むということの合意と要請は3大臣にいたしまして、既に一部大臣においては、事務方にもそういう指示を出していただきました。そういう意味で、震災の部分で先程もお話ありましたけれども、一旦議論がちょっと事務レベルでも止まり、そして震災で危機管理をどうするかという議論がまたここで出たということで、元々9月中に何とか中間とりまとめをしたいという時期は過ぎました。しかし、今日、総理とお話をして、基本的にこのメインでもっているスケジュール感を含めた地域主権改革はしっかりやると、やりなさいという御指示を改めて受けまして、私からお願いして、近々のうちに総理から、ま、ひどいのは所信表明で一行しかなかったことですが、いろいろあったので、そういう熱い思いを持っておられることは是非ともメッセージとして出していただきたいし、指示もいただきたいということもお願いをいたしました。応えていただけたらと思っております。先程、上田知事から明治維新や戦後のお話がありました。まさにそれに匹敵する大改革でありますから、そんなに簡単にスイスイいくということでない大変大きな問題に我々はチャレンジしております。そういう意味では、もどかしい部分もありませんが、率直に前に向けて進めることが私の使命だと思って、微力ではありますが、いい機会でもありますので、関係する政務の皆さんも含めて、我々がこの国の形を変えるのだという思いを実現するためにぜひとも御協力をお願いしたいと申し上げておきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(福田政務官) それでは、広域的实施体制については、これまでとしたいと思っております。関係府省政務の皆様、井戸知事、橋下知事、広瀬知事、仲井眞知事におかれましては、ここで御退席とさせていただきます。

本日は、本当に御多忙中ありがとうございました。

それで、上田知事、北川先生、この後の議題は次回とさせていただきます。

(以上)